

## ☞ 永年勤続者記念品の非課税限度額

Q：当社では、勤続10年、20年、30年でそれぞれ記念品を支給しようと考えていますが、非課税とされる記念品の限度額はどのくらいになるのでしょうか。

A：会社の態様、規模、業績等から判定することになります。

### 【解説】

永年勤続した役員や使用人が使用者からその記念として受ける記念品、旅行等の経済的利益については、次に掲げる要件のすべてに該当するものは課税しなくて差し支えないこととして取り扱われています。

- (1) 永年勤続者の受ける経済的利益の額が、その者の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
- (2) 永年勤続者表彰が、勤続年数がおおむね10年以上の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

ここでいう「社会通念上相当と認められる額」とは、会社の態様、規模、業績等から、一般に妥当といえる額であるかどうかということになります。

したがって、非課税とされる金額の上限を示すことは困難といえます。

なお、永年勤続者に支給する記念品等で課税されないもののなかには、金銭は含まれていませんので、記念品等に代えて金銭を支給する場合には、給与（賞与）として課税する必要があります。

